



養蜂振興法及び関係法令が改正されました

～ ミツバチを通年で飼育されている方、
及びはちみつやミツバチ等を譲渡または販売する方 ～
調整会議で調整を行った上で、毎年、1月末までに飼育届を、住
所地の振興局に提出してください。



花粉交配用にのみミツバチを飼育される方は届出は不要です

ご注意!! 花粉交配用とは: 花粉交配に必要な群数のミツバチを、数週間～
数ヶ月間の必要な期間、一時的に飼育されている方に限ります。

- ・ 花粉交配用に使用したミツバチは、そのまま放置すると、ミツバチの病気の原因となります。養蜂業者への返却あるいは焼却等を行い、必ず、適切に処置してください。
- ・ 適切な衛生管理をお願いします。
- ・ 異常があれば、最寄の家畜保健衛生所に相談してください。

園芸農家



貸出等の場合



養蜂業者に返却

買い取りの場合



焼却



相 談 窓 口

まずは、お住まいの地域を管轄する振興局に、ご相談ください。

空知総合振興局産業振興部農務課	0126-20-0083	石狩振興局産業振興部農務課	011-204-5847
後志総合振興局産業振興部農務課	0136-23-1406	胆振総合振興局産業振興部農務課	0143-24-9816
日高振興局産業振興部農務課	0146-22-9344	渡島総合振興局産業振興部農務課	0138-47-9491
檜山振興局産業振興部農務課	0139-52-6574	上川総合振興局産業振興部農務課	0166-46-5963
留萌振興局産業振興部農務課	0164-42-8489	宗谷総合振興局産業振興部農務課	0162-33-2951
オホーツク総合振興局産業振興部農務課	0152-41-0665	十勝総合振興局産業振興部農務課	0155-27-8613
釧路総合振興局産業振興部農務課	0154-43-9224	根室振興局産業振興部農務課	0153-23-6869